

経 過 報 告

金融審議会金融分科会第二部会
自己資本比率規制に関するワーキンググループ

はじめに

金融庁が昨年10月に発表した「金融再生プログラム」及び昨年11月に発表した「金融再生プログラム作業工程表」において、金融機関の自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理について、金融審議会において速やかに検討することとされた。当ワーキンググループは、従来から、新BIS規制について議論を行ってきたところであるが、これを受け、金融再生プログラム等において検討することとされた上記の検討課題について、本年2月以降、これまで約半年間にわたって9回の議論を重ねてきた。すでに検討開始後、約半年が経過したことから、これまでの議論を整理し、現時点における議論の状況を経過報告としてとりまとめることにした。

ただし、繰延税金資産に関する議論は、法律、会計、税制等にまたがる複雑なものであり、当ワーキンググループで出された意見も、後述のとおり、幅広い観点から多岐にわたった。本経過報告を議論する中では、現段階でさらに具体的な方向性を出すことができないかとの意見もあり、精力的な議論を行ったが、現段階では、すべての論点については具体的な方向性を出すまでにはいたらなかった。

当ワーキンググループで検討している自己資本比率規制をめぐる課題は、銀行監督上、非常に重要なものであり、引き続き検討を深めていく必要がある。本経過報告を金融審議会金融分科会第2部会に報告し、同部会での議論も踏まえ、今後、更に検討を進めることとしたい。

1 自己資本比率規制について

(1) 自己資本比率規制の目的等

信用秩序の維持と預金者保護を図るためには金融機関の経営の健全性を維持する必要があることから、金融行政上、金融機関の経営の健全性確保が重要な課題として位置付けられる。自己資本比率は金融機関の経営の健全性を判断する際の基本的な指標であり、自己資本比率規制は健全性確保のための手段として重要な役割を果たすことが期待されている。

自己資本比率規制に関しては、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」(1997年)及び「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(いわゆるバーゼル合意、1988年)において、その目的が、信用秩序の維持と国際業務に携わる銀行間の競争上の公平さらには預金者等が損失を被るリスクの削減であることが明らかにされている。

(参考1)「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」(1997年)

株主資本は幾つかの目的を果たす。株主に恒久的な収益源を提供し、銀行に恒久的な資金源を提供する。株主資本はリスクを負い、損失を吸収するために用いることができる。株主資本は一層の成長の基盤となる。そして、株主資本は銀行の安全かつ健全な経営を確保しようと努力する動機を株主に与える。最低自己資本比率は、預金者、債権者、及び当該銀行に係る他の利害関係者が損失を被るリスクを削減し、監督当局が銀行業界全体の安定性を追求するための一助とするために必要である。

(参考2)「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年)

規制の統一化という当委員会の作業の基本的目的は2つある。第一は、この新しいフレームワークが国際銀行システムの健全性と安全性の強化に資することである。第二は、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の要因を軽減するため、各国の銀行に適用するうえで、本フレームワークが公平性とかなりの程度の整合性を持っていることである。

また、新BIS規制においては、最低自己資本比率規制、監督上の検証、市場規律が3つの柱とされており、

では、監督規制上、金融機関が確保すべき最低所要自己資本を定めている。今回、資本の定義と最低自己資本比率の8%は変更ないが、信用リスクの

計測方法が精緻化され、オペレーショナル・リスクが明示的に取り上げられている。

では、銀行自身に、それぞれの業務戦略等に応じたリスク及び自己資本水準の評価体系を確立することを求めており、監督当局は銀行の自己評価を検査・監督を通じ検証のうえ、必要があれば監督上の対応を採る必要があるとされている。

では、最低自己資本比率規制と監督上の検証を補完することを目的として、市場参加者が銀行のリスク特性や自己資本水準に関する重要な情報を評価することができるよう、情報開示基準を設定し、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることを目指している。

金融機関の健全性を維持する観点から現在の金融行政において採られている具体的手法が早期是正措置である。早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準を用い、自己資本比率が低下した場合には、その水準に見合っ
て予め定められた是正措置命令を迅速かつ適切に発動することで金融機関の経営の早期是正を促すものであり、

金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること

ルールを明確化することにより行政の透明性確保に資すること

結果として、金融機関が破綻した場合の処理コストの抑制につながる
こと

などの効果が期待される制度として導入されたものである。

(2) 自己資本比率規制の運用に当たっての留意点

自己資本比率規制の位置付けについて、以下のような意見があった。

- ・ 自己資本比率規制は金融機関に対して自己資本の充実を促すものであり、金融機関の経営の健全性を確保する観点から有効かつ重要な監督手法である。
- ・ 監督規制上求められる自己資本比率はあくまでも最低限の水準であって、金融機関は、本来、それぞれの経営戦略の中でどのようなリスクをとっていくのかにより、それに見合う適正な自己資本(経済資本)の水準を決定しこれを確保することが重要である。その上で、それが市場メカニズムの中で評価されていくことが本来のあるべき姿である。

- ・ B I S 規制は、各国の監督当局がそれぞれの国の立場や経済状況を戦略的に主張した交渉の結果という側面があり、この観点からは、交渉に当たって日本の立場を戦略的に主張する努力が必要である。
- ・ 国内における自己資本比率規制は、B I S 規制を前提としつつも、単にそれを受動的に受入れるだけにとどまらず、主体的かつ自主的な判断に基づいて、その在り方を検討すべきである。

自己資本比率規制の運用に当たって留意すべき点として、以下のような意見があった。

- ・ 市場の失敗が存在するから監督当局による規制が必要となるが、一方で、監督当局の能力にも限界があり政府の失敗もある。市場と監督当局の役割分担を明確にすることが必要である。
- ・ 自己資本比率規制は、本来、金融機関が自主的努力により自己資本を充実させることを後押しするための最低限守るべき基準であり、そうしたものとして運用されないと、弊害をもたらすことになりかねないことを認識しておく必要がある。
- ・ 金融機関が自己資本比率規制を満たささえすれば良いとする行動をとる場合には、自己資本比率規制は、景気が良い時には自己資本が増加し信用膨張を可能とし、逆に景気の悪いときには自己資本が縮小して必要な資金供給がなされず信用を抑制するという効果をもたらすことにより、景気の変動を増幅する効果を有する。
- ・ 現下の厳しい経済状況では、自己資本比率規制を厳しく変更する場合には、デフレ状況をさらに促進する効果をもつのではないか。
- ・ 自己資本比率は監督行政上の措置の発動基準となっており、最低自己資本比率を下回ると、銀行の現経営者の経営支配権が制約されたり退任を求められる。したがって、現実の自己資本比率が最低自己資本比率に近づいている現状では、我が国の金融機関は、こうした措置の発動を避けるため、もっぱら最低自己資本比率の達成を目的とした行動をとるといった経営の歪みが生じているのではないか。
- ・ 自己資本比率規制は予防的な措置として機能すべき規制手段なので、金融機関を取り巻く状況が良くない時には、自己資本比率規制をいくら厳格化しても、その規制が有効に機能せず、期待される効果をもたらさない面がある。銀行の状況が悪い時に、自己資本比率規制をどう有効に機能させ

るかとの観点からも議論が必要である。

- ・ 自己資本比率規制のあり方は、預金保険制度等のセーフティネットのあり方との関連で検討されるべきである。例えば、預金保険料率を可变的にするなど自己資本比率向上のインセンティブを制度的に付与すれば自己資本比率規制の役割を下げることもできるのではないか。

(3) 自己資本比率規制の現状と問題点

自己資本比率規制は銀行の健全性を確保するための手段として重要なものであるが、一方で、以下のような問題点を指摘する意見があった。

- ・ これまでの金融機関の破綻事例等を見ると、破綻直前は表面上自己資本比率規制の健全性基準を満たしていた金融機関でも、破綻後は債務超過となる事例が多かった、自己資本比率規制の健全性基準を一旦下回ると、早期是正措置の発動により経営改善を図る間もなく破綻に至ったり金融危機対応が必要となるが多かった。
- ・ 不良債権に対する引当が不十分なことや、破綻時には無価値となる繰延税金資産が多額であることにより、公表される自己資本比率が信頼されていないのではないか。
- ・ 例えば、土地の含み損益の適切な評価等を行うことにより自己資本の現在価値を正確に評価すれば、早期是正措置が有効に機能するのではないか。
- ・ 早期是正措置の発動基準が自己資本比率という一つの指標に依存しすぎていることが問題である。
- ・ 自己資本比率規制あるいは早期是正措置は、制度の考え方として適切なものにもかかわらず、現実の運用においては当初想定された効果が十分に発揮されていない。

以上のように、自己資本比率規制の検討に当たって留意すべき点が指摘されるとともに、監督規制上の自己資本比率の定義は、透明性を確保した形で、監督行政の視点から主体的に判断する必要があるとの認識で概ね一致した。

また、各金融機関が、監督規制上求められる自己資本比率を確保することは当然として、適正な銀行行動を期待するためにも、自らの経営戦略上望ましい自己資本の水準を確保するよう自己資本の充実に努めることが必要であるとの認識で概ね一致した。

2 繰延税金資産について

(1) 繰延税金資産の発生原因

繰延税金資産の発生原因について、以下のような意見があった。

- ・ 税効果会計は、企業会計と税務会計の損失認識の一時的差異を埋め、法人税額の帰属期間を企業会計に合わせることにより、企業会計の利益が適正に表示されるように調整するためのものであり、海外でも採用されている制度である。
- ・ 繰延税金資産は、税制と会計制度の相違が発生原因であり、特に日本の場合には、税務上の無税償却の範囲が限定されており、貸倒引当金の税法上認められる損金算入の時点が遅いことが大きな要因となっている。
- ・ 繰延税金資産の制度が導入されたことを受けて、金融機関が加速度的に不良債権処理を進めた結果、繰延税金資産が増加している。
- ・ 仮に無税償却が広く認められた場合でも、多額の無税償却が生じる場合には繰越欠損金となり引き続き繰延税金資産が計上されることになるので、繰延税金資産が減少するかどうかは、将来利益が出るか否かにかかっている。
- ・ 不良債権処理が引当処理の段階でとどまり最終処理（オフバランス化）が進んでこなかったことも繰延税金資産の増加をもたらしている面がある。

以上のように、税制上無税償却の範囲が限定されている中、繰延税金資産の制度が導入されたことを受け金融機関が不良債権処理を加速し引当の厳格化を進めた結果、引当処理とオフバランス化との間には一定のタイムラグが避けられないことから繰延税金資産が増加したという関係については、認識が概ね一致した。

(2) 繰延税金資産の現状と問題点

税効果会計は世界的に用いられている制度であり、繰延税金資産の制度を適切に運営すれば、不良債権処理の観点から良い結果をもたらすとの意見がある一方、繰延税金資産に対する懸念として以下のような点を指摘する意見

があった。

- ・ 将来の課税所得という未確定のものにより繰延税金資産の資産性が判断されることから、その判断により計上額が大きく振れる可能性がある。
- ・ 繰延税金資産の計上は金融機関が企業として将来も継続的に活動することが前提条件であるため、金融機関が破綻した時には無価値となる。
- ・ 現状、繰延税金資産の計上が多額となり、主要行各行の自己資本に対して相当高い割合となるにいたっている。
- ・ 今後、現時点において合理的に見積もられた収益予想よりも、不良債権処理コストが増加したり保有株式や債券の価格が下落することにより課税所得が下振れした場合に、繰延税金資産もそれを受けて下方修正されると自己資本比率が急激に悪化する可能性もある。

以上のように、繰延税金資産については、上記のような脆弱性があり、自己資本に対する割合が高くなっているとの現状認識で概ね一致し、資本の質が何らかの形で改善されていくことが必要であるという点についても概ね一致した。また、繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましいという点についても認識が概ね一致した。

(3) 企業会計上の繰延税金資産の取扱い

税効果会計は、企業会計と税務会計との一時的差異の調整を図るものであり、世界的に用いられている制度である。税効果会計自体に対する異論は特に出されなかった。

繰延税金資産の計上額については、計上の厳格化が求められるとの立場や、既に厳格な計上が行われているとの立場、あるいは、会計士の監査には限界があるとの立場等から、以下のような意見があった。

- ・ 繰延税金資産の計上ルールは単純であり、収益が上がっている企業は繰延税金資産の計上が可能であり、重大な繰越欠損金がある企業は計上できないということが明確にされている。
- ・ 繰延税金資産の問題は、残高が大きいこと自体ではなく、資産性に対する信用が低下していることである。
- ・ 繰延税金資産の資産性については、欠損金の繰越控除期間等とも関係が

あるが、将来の課税所得の適切な見直しを行うことが最も重要であり、企業会計上計上される繰延税金資産の信頼性を高める努力が求められる。

- ・ 繰延税金資産の計上に当たっては、将来収益の変動リスク等の繰延税金資産が内包するリスクを計量的に把握し反映させる等、繰延税金資産の経済的な価値を合理的に計算する手法を検討することが重要である。
- ・ 将来収益の予測やリスクの評価は、本来、会計士よりもむしろアナリストの仕事であり、将来の期間収益の不確実性の評価を会計士が行うのは難しい。
- ・ 繰延税金資産の計上額については、監査法人の監査や金融庁の検査を通じて、その適正な計上が行われてきており、特に、今3月期については公認会計士協会の会長通牒を受け、厳格な計上が行われている。
- ・ 繰延税金資産の計上額の算出に関しては、繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みを厳格に精査した上で計上されるが、一般企業の場合に将来の営業利益の予測が難しいことと比較すると、金融機関の場合には資産に対して一定の利鞘が見込めるため将来の業務純益の予測が相対的に容易という面がある。
- ・ 将来の課税所得を見込むに当たっては、業務純益の予測だけでなく無税償却額の予測も必要である。
- ・ 繰延税金資産の信頼性を高める観点から、委員会等設置会社に見られる独立性の高い監査委員会を設置する等、ガバナンスを強化することが望ましい。
- ・ 監査法人が下した判断の根拠や、将来収益見通しの数値の根拠等の情報を詳しく開示すべきである。

以上のように、税効果会計自体には特に異論はなかった。その運用に当たって、繰延税金資産の計上を厳格化すべきとの意見、既に厳格に計上されているとの意見、会計士の監査には自ずと限界があるとの意見等があった。

ただし、繰延税金資産の信頼性が高まることが重要であるとの認識は概ね一致し、そのため、繰延税金資産の計上に際して、合理的な計算や情報開示の努力が必要であるとの意見が強調された。

(4) 繰延税金資産に対する監督行政上の取組み

監督行政上の取組みについて検討を行うに当たっての視点として留意すべき事項として、以下のような意見があった。

- ・ 繰延税金資産の計上額は企業会計上誰にも明らかであり、数字や算式を変えることによって実体が悪くなる訳ではない。金融機関の経営の健全性を確保する観点から金融機関の経営の実体を良くすることが重要であり、算出される数字そのものが本質ではない。自己資本比率規制はあくまで健全性確保のための手段に過ぎない。
- ・ 繰延税金資産は銀行が破綻すると資産性が失われるが、銀行が破綻する直接的な原因は繰延税金資産が計上されていることではなく、別な要因にある。自己資本比率規制の検討に当たっては、銀行が破綻する直接的な原因を検討することが重要である。
- ・ もし現状、大手銀行が危なくなれば特別支援行になり、清算型の処理は有り得ないと考えられるとすれば、繰延税金資産は銀行が倒産したら価値が無くなるという論点は、どう理解するのか。
- ・ 誰が見ても健全な銀行については、企業会計上の数字を監督上の自己資本とみなしていいとしても、問題は、健全性に懸念が感じられる段階になってきたときにどう考えるかという点にある。自己資本比率に関して、企業会計上の数字を利用するのか、より厳格化した数字とするのか、監督上の観点から主体的に判断する必要がある。
- ・ 企業会計のルールにおいて一時差異の調整を行うのは税効果だけではない。繰延税金資産の問題に限らず、金融機関の健全性確保の観点から現行制度の問題点を幅広く議論した上で、何を変えていく必要があるのかを考えるべきである。
- ・ これまで多くの国では、公表されている情報を使って行政を行うことが透明性の観点から望ましいことや、コスト削減の観点から、企業会計上の基準に拠っている。
- ・ 企業会計、銀行監督、税制が自己資本をそれぞれ異なる観点から異なった取扱いをすると、銀行を評価する指標が複数存在することになり、混乱を招きかねない。三者の取扱いが一致していく方向で議論することが望ましい。
- ・ 市場向けディスクロージャーでは利益情報を開示することを第一の目的としているが、規制目的で自己資本比率を使う場合には預金者の立場に立ち目的が違う。必要があれば、目的によって繰延税金資産を異なった取扱

いとすることはあり得る。

ルールの見直しの意義を説く立場からは、以下のような意見があった。

- ・ 自己資本比率規制は預金者の為にあるという理解に立って繰延税金資産の算入のあり方を議論する必要ある。
- ・ 企業会計上、繰延税金資産がどの程度計上されていようと、監督当局は、信用秩序の安定性や預金者保護の観点から、繰延税金資産の算入制限を行うべきである。
- ・ 繰延税金資産は、将来の課税所得の判断により計上額が大きく振れる可能性があることから、繰延税金資産の算入制限を行うべきである。
- ・ 預金者保護や金融機関の経営の健全性の観点からは、金融機関が破綻した時に無価値となる繰延税金資産の資産性は脆弱なものと考えられことから、繰延税金資産の算入制限を行うべきである。
- ・ 自己資本比率が低下するほど、繰延税金資産をリスクバッファとみることが困難となるので、早期是正措置を一層有効なものとするために、繰延税金資産の評価次第によっては健全性基準を下回りかねない銀行については、自己資本比率の低下に応じて段階的に算入を厳格化していくことが考えられる。
- ・ 現状、繰延税金資産が自己資本に対して相当高い割合となっていることから、今般のりそなの事例を踏まえれば、繰延税金資産の算入制限を行うべきである。
- ・ 企業会計は企業が将来にわたって事業活動を継続することを前提としているのに対し、銀行監督上は早期の対応が求められており、預金保険法第102条の適用になる前の段階で早期是正が発動できる体制にするべきである。
- ・ 金融機関の自己資本の質が脆弱であることがマクロ経済に悪影響を与えている面があるので、自己資本の質の改善を促すべくルールの厳格化を行うことはマクロ政策的な課題の解決にも資するものである。
- ・ 監査法人は監督当局の代理人ではないので、繰延税金資産の適切な計上に関して監査法人の判断に過剰な期待をかけるのではなく、監督上のルールで対応することが望ましい。
- ・ 仮に算入制限を行わないならば、自己資本比率規制の基準の引上げを行うべきである。

ルールの見直しに対して慎重な立場からは、以下のような意見があった。

- ・ 繰延税金資産は、言わば前払税金のようなものであり、また、繰延税金資産は商法上の配当制限の対象ではないことに見られるように、資産性がある。
- ・ 税効果会計は海外でも認められた制度であり、B I S規制の目的の一つが競争の公平性確保であることを踏まえると、日本の金融機関が苦境にある状況で競争力を削ぐ過重な規制を行うべきではない。税制上の問題を自己資本比率規制という金融行政上で調整することは、銀行の株主に対して過度の負担を強いることになる。
- ・ 不良債権処理の促進と繰延税金資産の増加は表裏一体であり、繰延税金資産の制度が有効に機能してきたから不良債権の処理が進んでいる。積極的な不良債権処理を進めている状況下でルールの見直しを行うと混乱が起きる。
- ・ 金融機関の貸出余力を奪うことになるルール変更を今行うことは、マクロ政策の観点から適切でない。現在のデフレ下では、自己資本比率規制の持つ景気の変動を増幅する効果の問題は無視できない。
- ・ ルールの見直しの際には、マクロ経済政策や不良債権処理の加速を図っている金融行政と整合性のあるものにすべきである。
- ・ ルールそのものよりも、ルールの執行に問題がある。現行ルールの下でも、早期是正措置の発動を機動的に行うために体制を整備すべき余地がまだまだ大きい。
- ・ ルールの変更が新たな危機の引き金とならないように段階的に実施するなど、各方面に与える影響等に慎重に配慮して、現実的な方策にすることが不可欠である。

また、マーケット関係者の視点等として、以下のような意見があった。

- ・ しっかりとした経営をやってきた銀行が評価されるルールが望ましい。強い銀行がより強くなることをマーケットは望んでいる。
- ・ 自己資本比率規制の見直しを行った結果、市場参加者の評価が低い増資につながるのであれば、適切な施策を行ったとは言えない。
- ・ 市場に対し、見直しの結果が与える影響も含め適切な説明を行わなければ、市場は単純な方向に動いてしまうことがあり得る。「行き過ぎた悲観」

の方向にも、「モラルハザード」の方向にもである。

- ・ 状況が悪化する度に頻繁にルールが変更されるのでは、金融機関は投資対象にならない。なぜ変更するのか十分な説明が必要である。
- ・ 繰延税金資産に関して、金融機関の開示を前提とした上で監査法人が下した判断の根拠や、将来収益見通しの根拠といった情報をもっと開示すべきではないか。それにより、数字の妥当性を市場が評価する。
- ・ 繰延税金資産の問題は極めて重要であるにも関わらず預金者等には分かりにくいため、丁寧な説明が必要である。

さらに、その他の監督行政上の取組みについて、以下のような意見があった。

- ・ 金融機関の収益力が回復すれば、繰延税金資産の資産性、信頼性が高まる。銀行が自助努力により収益力を強化していくことが重要である。
- ・ 監督当局は、その監督手法や内容が、銀行が収益力を強化することを阻害しないように努めるべきである。
- ・ 公的資本増強行に対して、経営健全化計画における収益予想が実現できなかった場合には、行政としてプレッシャーをかけるべきである。
- ・ 不良債権処理の過程において、引当処理をした後オフバランス化するまでにはタイムラグがある。今後最終処理が進展すると、繰延税金資産は減少していくと考えられ、引き続きオフバランス化の促進が必要である。
- ・ 自己資本比率規制上の基準を満たしている金融機関であっても、繰延税金資産に関し早期警戒制度を弾力的に運用し、必要があれば予防的措置を講じることが適当である。
- ・ 新BIS規制第3次案における第2の柱（監督上の検証）の考え方に鑑みれば、早期警戒制度を活用して、自己資本が最低水準を割らないように早期に介入する仕組みを整えるべきである。
- ・ 利用するデータや分析手法が公表されない早期警戒制度による対応では不十分であり、早期是正措置に屋上屋を重ねることになる。
- ・ 新BIS規制においては、監督上の検証プロセスにおけるストレス・テストの実施や情報開示といった措置が求められるが、こうした措置での対応が十分であれば算入制限の必要性も変わってくる。
- ・ マーケットが自己資本の質や量を判断して、市場原理で銀行を律するのが望ましい。マーケットから金融機関がプレッシャーを受け規律付けされ

るような仕組みを作りつつ監督することが重要である。

以上のように、繰延税金資産に関する監督行政上の取組みを議論するに当たって留意すべき事項について様々な意見が出されるとともに、取組方法等についても様々な意見が出された。

自己資本比率規制のルールの見直しについては、積極的にその意義を説く意見と、制度の安定性や不良債権処理を進める観点から慎重な意見とがあった。なお、慎重な意見の中にも、税制改正等と一体のものとして中期的にルールの見直しを行うことには意義を認める意見があった（後述(5)参照）。また、マーケットの視点から、繰延税金資産に係る信頼性が高まる必要があるとの認識は概ね一致し、そのためには、まずは各銀行が収益力の向上に努め自己資本の充実を図るべきであるとの意見や、情報を開示し透明性を高めるべきである等の意見が強調された。

いずれにせよ、銀行の健全性及び銀行監督行政に対する信頼性が高まる必要があり、繰延税金資産の自己資本に対する割合を将来的に低下させていくべきであるとの認識は概ね一致しており、そのための取組方法や取組みの順序について見解が分かれたといえる。

(5) 税制との関係

現在、金融庁は、繰延税金資産に対する懸念を解消するため、貸倒償却・引当に係る全額損金算入、欠損金の繰戻還付の凍結解除並びに期間の延長（1年を15年に）、欠損金の繰越控除期間の延長（5年を10年に）の一括実施を要望している。

税制改正要望に関して、以下のような意見が出された。

- ・ 繰延税金資産に関する経緯等を考えれば税制と密接不可分であり、上記～の税制改正の必要性を強調すべきである。
- ・ りそなの事例を見ると、仮に早く税制の手当てがなされていれば国民の負担も少なかったと考えられる。
- ・ 繰延税金資産は、将来支払う税金を減らす資産であることから、今還付を受けると将来支払う税金が増加し、中期的には歳入中立である。
- ・ 繰延税金資産の発生原因は、主に貸倒償却・引当に係るものであるこ

とから、税制を改正するのであれば、上記 を最優先すべきである。

- ・ 上記 及び については、銀行に限る税理論上の根拠が薄弱であり、全企業を対象とした制度の一環として行われるべきではないか。
- ・ 銀行を対象を絞って自己資本の質を向上させるために一定の政策措置をとるべきかどうか、まず検討されなければならない。その上で、その手段として租税特別措置を設けるならば、他の政策実現手段との間の優劣の観点から税制で措置することの合理性を明らかにする必要があるのではないか。
- ・ 無税償却等の拡大、欠損金の繰戻還付、繰越控除の期間延長については、銀行界のみならず、経済界全体として要望されている。

繰延税金資産にかかるルールの見直しの議論との関係では、税制改正とは切り離して独自に検討すべきであるとの意見と、繰延税金資産は税制の問題と一体不可分であり両者を分けて検討することは適当でないとの意見があった。

税制改正とは切り離して議論すべきであるとの立場からは、以下のような意見があった。

- ・ 金融庁の審議会の下にあるワーキンググループである以上、金融担当大臣の所管である銀行監督の問題に絞って議論をすべきである。
- ・ 税制改正はすぐには実現できないため、現在の税制を所与として預金者保護の観点から監督上の対応を議論すべきである。

税制改正と一体で議論すべきであるとの立場からは、以下のような意見があった。

- ・ 繰延税金資産は税務会計と企業会計の差異という制度上の問題である以上、制度のあり方という本質論から解決すべきである。
- ・ 導入の経緯に鑑みても、税制と一体として銀行監督上のルールがある以上、監督上のルールだけ取り出して見直すのではなく、税制との関係からまず議論すべきである。

3 ダブル・ギアリングについて

ダブル・ギアリングに関する規制は、バーゼル合意においても示されているように、銀行システムの外にいる投資家から資本を調達せず、銀行システム内で資本を持ち合うことは、ある預金受入機関における問題が他の預金受入機関に伝播することで、銀行システムをより脆弱なものとするシステム上の危険を持つことから設けられているものである。こうした認識に基づき、わが国の自己資本比率規制上、自己資本比率の算出に当たっては、他の預金受入機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の機関の株式その他の資本調達手段を有していると認められる場合には、意図的に保有している他の機関の資本調達手段は控除項目とされている。

さらに、「自己資本に関する新しいバーゼル合意（バーゼル銀行監督委員会による市中協議案）」（2001年）においては預金受入機関のみならず、「保険子会社を所有する銀行は、子会社の事業リスクを完全に負っており、したがってグループ全体に含まれるリスクをグループ・ベースで認識すべきである。銀行の規制自己資本を計測する際、当委員会は、現段階では原則として、保険子会社に対する銀行の投資を控除することが適当であると考えている。」とされている。我が国においては、こうした新BIS規制の議論を受け、保険子法人等に対する出資は自己資本から控除することとなっている。

ダブル・ギアリングについては、特に金融機関と生命保険会社との関係が議論の中心となり、これに対する規制を強化すべきであるとの立場から、以下のような意見があった。

- ・ わが国においては、関係の深い生命保険会社と銀行が相互に資本を持ち合っているという点について、自己資本比率の算出に当たっては、これを自己資本から控除する必要がある。
- ・ 一般事業会社についても、貸出と資本の持合関係となっている場合は、その事業会社が実質債務超過であるような場合には、自己資本から控除すべきである。

これに対し、規制の強化に反対する立場から、以下のような意見があった。

- ・ 銀行と保険会社の間でダブル・ギアリングを規制しているのは英国だけであり、しかも英国の規制もわが国の現行規制と同様の内容にとどまって

おり、そのような中で日本だけ規制の強化を打ち出す根拠はなく、国際的にはない規制を日本独自に導入することには問題がある。

- ・ 現状でも大口融資規制や自己査定に基づく引当処理がなされており、金融機関としてのリスク管理は適切に行われていることから、これ以上規制を強化する必要性はない。

これらのほかに、ダブル・ギアリングについてはディスクロージャーが不十分で市場参加者が実態を正確に把握できないことから、ディスクロージャーを充実させることが必要であるとの意見があり、それを通じて市場が評価することが考えられるとの意見も出された。

以上のように、ダブル・ギアリングについては、主として生命保険会社と金融機関との間での資本の相互拠出について議論が行われ、規制を強化すべきであるとの意見、既に十分な対応措置が取られておりこれ以上の規制は必要ないとの意見、情報開示を充実させることを求める意見があった。いずれにせよ、今後、一層、検討を進める必要が残されており、ダブル・ギアリングの実態についてのさらに具体的な情報に基づき議論を深めていくことが求められているとの意見が出された。

おわりに

当ワーキンググループにおけるこれまでの検討状況は、以上のとおりである。

繰延税金資産については、その資産性が将来の課税所得に依存していることや、金融機関が破綻した場合には無価値になるという脆弱性があるとともに、現在、自己資本に対する割合が高くなっているとの現状認識で概ね一致した。この現状認識に基づき、資本の質が何らかの形で改善されていくことが必要であり、繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましいとの認識で概ね一致をみた。ただし、取組方法については、考慮すべき事項を含め様々な意見が出された。

こうした中で、わが国金融機関の自己資本基盤の拡充を図るための包括的な努力が必要であるとの意見が強調された。したがって、当然すぎることであるが、なによりも銀行関係者に対しては、銀行自身が合理的な自己資本政策を持ち、収益力向上に努め、自己資本充実の実現のための最大限の努力を行うよう求めたい。また、行政当局に対しても、そうした金融機関の自主的な努力を監視し促進するような積極的な取組みを求めたい。

また、繰延税金資産の自己資本に占める割合を低下させる努力についても様々な意見が出された。その具体的な方策についての意見は分かれたが、繰延税金資産の信頼性が高まる必要があるとの認識は概ね一致しており、そのためには、特に繰延税金資産に係る情報を開示し透明性を高めるべきである等の意見が強調された。したがって、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるための情報開示の拡充等について、算入上限の議論等とは切り離して、銀行関係者及び行政当局が速やかに検討し、有効な方策を実施することを求めたい。

冒頭でも述べたように、本経過報告を金融審議会金融分科会第2部会に報告し、同部会での議論を経た上で、本報告での繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましい等の認識を踏まえ、繰延税金資産に関する算入の適正化及び銀行の自己資本のあり方について、今後、更に検討を進めることとしたい。